成果目標の達成率が80%未満の地域協議会

都道府県 名	市町村名	地域協議会名	整理番号	作物等 区分 (対象作物 名)	成果目標	現状値 (H29)	目標値 (R3)	事業実施後(目標年度)	目標 達成 状況	(参考) 都道府県による改善指導の判断理由
鳥取県		若桜町農業 再生協議会	1	土地利用型作物(稲)	販売額の10%以上の増加 (目標:17.5%増加)	102,152円 /10a	120,000円 /10a	90,496円 /10a		主要経営体の生産量が伸び悩んでおり、販売量も充分に確保出来なかったため、成果目標は未達成となった。引き続き、収量向上の技術対策等に重点を置いた改善指導を関係機関で連携して行うように若桜町農業再生協議会を指導する必要がある。
鳥取県	湯梨浜町	湯梨浜町農 業再生協議 会	1	果樹(梨)	販売額の10%以上の増加(目標:11.1%増加)	706,980円 /10a	785,621円 /10a	630,175円 /10a		条件不利地の栽培規模縮小や不慮の事故等で栽培継続が困難になる等の理由により、計画時の想定よりも大幅に栽培面積及び出荷量が減少したのに加え、R3年は気象災害の多発による収量減も影響し、成果目標は未達成となった。事業の目的である「産地の発展」「ブランド強化」には、栽培面積維持と出荷量確保が不可欠であることから、関係機関と連携して実施してきた優良園地の継承や栽培技術指導による反収増加の取組を、更に強化するよう指導が必要である。 併せて、近年多発している気象災害に対する防災、減災の取組についても強化を促す。

⁽注)1. 本表は、要領第16の4により、都道府県が改善措置の指導が必要とした地域協議会のうち、成果目標の達成率が80%に満たなかった地域協議会 (要領第17の2関係)について記入する。

^{2.} 実績欄は、地域(県又は国を含む)の販売単価による価格補正を行っている場合は価格補正後の実績を記入する。